

松阪港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定についての一部改正について

関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 24 条第 1 項の規定により、松阪港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について（平成 17 年 4 月 1 日付四日市税関支署長公示第 3 号）の一部を下記のとおり改正し、同法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 22 条第 1 項の規定により公告する。

平成 24 年 12 月 20 日

四日市税関支署長 伊 奈 一 春

記

記 1 の表中

第 1 号の次に次の 1 号を加える

(2) 中央埠頭 1 号及び 2 号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
------------------------------	------------------------------

記 2 の表中

第 1 号の次に次の 1 号を加える

(2) 中央埠頭 1 号及び 2 号岸壁	松阪市大口町 1822-1 地先	
----------------------	------------------	--

附 則

この公示は、平成 24 年 12 月 21 日から施行する。

松阪港における船舶と陸地間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について 新旧対象表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前																														
<p>1. 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">外国往来船</th> <th style="text-align: center;">交通経由場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 大口埠頭2号及び3号岸壁にけい留する船舶</td> <td>左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート</td> </tr> <tr> <td><u>(2) 中央埠頭1号及び2号岸壁にけい留する船舶</u></td> <td><u>左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 貨物の積卸場所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所の名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 大口埠頭2号及び3号岸壁</td> <td>松阪市大口町1819-13地先</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(2) 中央埠頭1号及び2号岸壁</u></td> <td><u>松阪市大口町1822-1地先</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	外国往来船	交通経由場所	(1) 大口埠頭2号及び3号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート	<u>(2) 中央埠頭1号及び2号岸壁にけい留する船舶</u>	<u>左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート</u>	場所の名称	所在地	備考	(1) 大口埠頭2号及び3号岸壁	松阪市大口町1819-13地先		<u>(2) 中央埠頭1号及び2号岸壁</u>	<u>松阪市大口町1822-1地先</u>		<p>1. 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">外国往来船</th> <th style="text-align: center;">交通経由場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 大口埠頭2号及び3号岸壁にけい留する船舶</td> <td>左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 貨物の積卸場所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所の名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 大口埠頭2号及び3号岸壁</td> <td>松阪市大口町1819-13地先</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	外国往来船	交通経由場所	(1) 大口埠頭2号及び3号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート	<u>(新設)</u>		場所の名称	所在地	備考	(1) 大口埠頭2号及び3号岸壁	松阪市大口町1819-13地先		<u>(新設)</u>		
外国往来船	交通経由場所																														
(1) 大口埠頭2号及び3号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート																														
<u>(2) 中央埠頭1号及び2号岸壁にけい留する船舶</u>	<u>左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート</u>																														
場所の名称	所在地	備考																													
(1) 大口埠頭2号及び3号岸壁	松阪市大口町1819-13地先																														
<u>(2) 中央埠頭1号及び2号岸壁</u>	<u>松阪市大口町1822-1地先</u>																														
外国往来船	交通経由場所																														
(1) 大口埠頭2号及び3号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート																														
<u>(新設)</u>																															
場所の名称	所在地	備考																													
(1) 大口埠頭2号及び3号岸壁	松阪市大口町1819-13地先																														
<u>(新設)</u>																															